

〔 第24回経済財政諮問会議(平成19年10月25日)
舛添臨時議員提出資料 〕

年金制度をめぐる課題

(舛添臨時議員提出資料)

平成19年10月25日(木)

平成16年年金制度改正と残された課題

平成16年改正のフレームワーク

- ① 上限を固定した上での保険料の引上げ
- ② 負担の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入
- ③ **基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ(平成21年度までに実施)**

等の枠組みにより、長期的な給付と負担の均衡を図り、制度を持続可能なものとした

- ・ 国庫負担2分の1引上げについては、**税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までに行うことが法律上義務付け**。
- ・ 5年ごと(次期:平成21年春)に、法律に基づき、財政検証(長期的な財政収支の見通しを作成し、16年改正の財政フレームの有効性を確認)。

堅調な財政フレーム

【平成16年財政再計算時の見通しと実績の比較】

- ①積立金の運用利回りが+4ポイント
- ②厚生年金の被保険者数が160万人程度上回り、12兆円程度も年金財政は好転

- ・ 平成16年改正のフレームのなかで**残された課題は、国庫負担2分の1引上げのみ**。
- ・ これが実現しない場合には、国民年金保険料の上限を16,900円に固定できない、または、21世紀半ばに、積立金(国民年金)が枯渇する見通し。

**年金制度を持続可能なものとするためには、国庫負担2分の1引上げが前提
まずは、所要財源(約2.5兆円)の確保が必要**

* 支給開始年齢の引上げなどは、平成16年改正フレームの維持が困難と検証された場合に考えるべき課題。

- ・ 平成16年改正において残された課題であった「パート労働者への厚生年金の適用拡大」については、これを実現する内容を含めた被用者年金一元化法案を、第166回通常国会に提出。

税方式の論点等

我が国の公的年金制度

- 「社会保険方式」と「国民皆年金」が特徴。
- ⇒ 「自らの老後に自ら備える」という自立自助の考え方を基本としつつも、すべての国民の老後生活の安定を図るため、現役のうちに保険料を拠出しあう「社会保険方式」
- ⇒ 無業者・低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」

社会保険方式の特長

- 「自立自助」と「社会連帯」の考え方に沿った制度。
- 拠出と給付の関係が個人ベースで明確であり、必要な負担について、国民的合意が得やすい。
 - * 「給付と負担の関係が明確な仕組み」は国民から見て理解されやすい。拠出が給付に必ず結びつくという「給付の安定性」に安心感。
- 社会保険方式では、権利(受給権)として給付が得られるが、税方式では権利性が弱い。

税方式の特長

- 一般論として、未納・未加入が発生し得ず、将来の無年金・低年金問題を回避できる可能性。
 - ← ただし、①相当長期間にわたって、低年金の問題が残る
 - ②既に保険料を払い終えた年金受給者にとって、受給後にも税負担を行う「二重の負担」が発生。
- 社会保険方式に比べ、適用、記録管理等を別途行う必要がなく、運営コストが低くなる可能性。
 - ← 税方式でも、給付等のための新たなコストは発生。
 - 厚生年金制度が残るのであれば、給付に関わる諸書類の発送、相談業務等、相当の体制維持が必要。

税方式の課題

- 財源面の制約から、給付が抑制されるおそれ。
 - * 基礎年金を税方式にした場合、現行の国庫負担(約7兆円)に加え、約15兆円の追加財源が必要。
 - ⇒ 消費税の増収分をすべて充当しても、6%の引上げが必要。
 - (注) 平成21年度においては、23.7兆円の税財源、16.3兆円の追加財源(消費税率換算7%)が必要。
- 資力に応じた給付制限は避けられず、その時々^の財政事情や景気変動の影響を受けやすくなるおそれ。
 - * 税方式を採る諸外国でも、所得制限を設けている例が一般的。
(例)カナダ:年金月額が4万円強、所得制限あり
- 基礎年金分だけでも、国の基幹税たる消費税(約11兆円)に匹敵する金額を、国民は年金保険料として現に負担。わざわざスクラップし、制度を組み替えるのは現実的か。

年金制度をめぐる諸課題への対応

未納・未加入者対策

- 負担能力に応じたきめ細かな免除制度の導入
- 高所得者に対する強制徴収の実施
- コンビニ納付、クレジットカードなど納付方法の多様化
- 国民健康保険(市町村)との連携
- 国庫負担2分の1引上げによる安定的で魅力的な年金

近年、未納・未加入者は減少

	平成15年度	平成18年度
未納者	444万人 →	322万人
未加入者	45万人 →	18万人
納付率	63.4% →	66.3%

(注) 未納者とは、過去24ヶ月の保険料が未納となっている者である。

$$\text{納付率} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

* 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際納付された月数である。

* 国民年金には、免除や65歳以降も任意加入制度が設けられており、25年の資格期間を満たすことは、それ程難しいことではない。資格期間の短縮は、低年金につながるおそれがある。

* 厚生年金の保険料率は将来の給付費も見込んで法定され、また、未納期間は将来の給付に反映されないため、財政影響は限定的(納付率1%低下による所得代替率低下は0.04%(粗い試算))

年金記録問題への対応

- 今回の年金記録問題は、「拠出した以上必ず給付が保障されるべき」という国民の意識の高さの裏返し。
⇒ 社会保険方式の下での「給付の安定性」こそが、国民の老後生活の安心の拠り所であることが再確認されたのではないか。
- 本年7月5日に、政府・与党で決定した方針(「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」)に基づき、計画的かつ着実に対処。

年金保険料の適切な使用

- 社会保険庁改革関連法により、
 - ・ 年金福祉施設の設置等の根拠規定を廃止。
 - ・ 年金給付と密接不可分な年金事業運営費に限り保険料を充当することを制度化。

保険料負担	事業運営に直接関わる適用、徴収、給付事務及び年金相談、教育、広報等に係る経費 (システム経費を含む。)
国庫負担	職員人件費及び職員宿舎、公用車、福利厚生、研修等の内部管理事務経費

「現在」は、制度においても、事務処理の基盤においても、まさに「完成」を迎えようとする「年金の歴史の転換点」。

* (制度面)2006年に、制度本来の姿(20歳~60歳の40年加入し、65歳から年金を支給)を体現する年金受給者が出現。

(事務処理基盤)市町村からの所得情報や住基ネットの活用による住所情報の把握。社会保険オンラインシステムの刷新。「社会保障カード」(仮称)の導入。